

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 5 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501000号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600007号

第1 結論

昭和50年4月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月から同年12月まで

請求期間当時は専門学校の学生であったが、親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付もしてくれていた。親は既に亡くなっているが、請求期間が未納であるという話はまったく聞いていなかった。当時の家計状況を考えても保険料を納付できないということは考えられないので、調査の上、請求期間に係る保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた親は既に亡くなっているが、その当時の家計状況を考えても保険料を納付できないということは考えられない旨を主張しているところ、請求者の親が請求者の国民年金の加入手続を行った時期は、請求者の国民年金記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得時期から昭和51年3月31日と推認できることから、請求者の親が請求期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、請求者の国民年金の強制被保険者期間中において、請求期間は9か月と短期間である上、請求期間前後の被保険者期間に係る国民年金保険料は全て納付済となっており、請求者の親が請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

なお、請求期間当時に請求者と同居していたとする請求者の母は、国民年金に任意加入し、加入中の昭和37年5月から昭和55年6月までの国民年金保険料を全期間納付していることが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500947号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600024号

第1 結論

請求期間②のうち、請求者のA社における昭和42年1月1日から同年10月1日までの期間(以下「本件訂正期間」という。)に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、昭和42年1月から同年5月までは3万9,000円を4万8,000円、昭和42年6月は3万9,000円を4万5,000円、昭和42年7月から同年9月までは3万9,000円を4万8,000円とする。

本件訂正期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者の昭和42年1月から同年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年11月2日から昭和40年10月25日まで
② 昭和40年12月5日から昭和44年11月25日まで
③ 昭和45年10月6日から昭和46年12月21日まで

私は、請求期間①はB社(現在は、C社)に勤務し、請求期間②はA社に勤務し、請求期間③は再びA社に勤務した。これらの期間に係る年金記録を確認したところ、標準報酬月額が、実際に受取っていた当時の給与額よりも低額になっているようなので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②のうち、昭和42年1月1日から同年5月1日までの期間、昭和42年6月1日から同年8月1日までの期間及び昭和42年9月1日から同年10月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者がこれらの期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額に相当する報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、かつ、当

該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間②のうち、昭和42年5月1日から同年6月1日までの期間及び昭和42年8月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から給与明細書の提出はないものの、上記給与明細書により、これらの期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高いこと、及びこれらの期間に控除されていた厚生年金保険料が前後の月と同額であることが推認できることから、請求者がこれらの期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額に相当する報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、かつ、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和42年1月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認及び推認できる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額から、昭和42年1月から同年5月までは3万9,000円を4万8,000円に、昭和42年6月は3万9,000円を4万5,000円に、昭和42年7月から同年9月までは3万9,000円を4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、同社の元代表取締役からは請求者の本件訂正期間に係る届出や保険料納付について回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に関する届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①については、請求者は当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、C社の事業主は、当時の賃金台帳等は既に廃棄している旨陳述しており、当該期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②のうち、昭和42年10月1日から同年11月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額

に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額であることから、記録の訂正を認めることはできない。

請求期間②のうち、昭和40年12月5日から昭和42年1月1日までの期間及び昭和42年11月1日から昭和44年11月25日までの期間並びに請求期間③については、請求者は上述の1において確認した給与明細書のほかに支給年月の記載がないA社の給与明細書を提出しているところ、これらの給与明細書からは給与の支給年月を特定することができない上、同社は既に解散しており、同社の元代表取締役からは請求者のこれらの期間に係る厚生年金保険料の控除について回答を得ることができないことから、これらの期間に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を特定することはできない。

このほか、上記の期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②のうち昭和40年12月5日から昭和42年1月1日までの期間及び昭和42年11月1日から昭和44年11月25日までの期間並びに請求期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。